

2015年度(平成27年度) 事業計画

社会福祉法人 清祥会



Ⅰ. 法人の基本理念と基本方針

1. 基本理念



「こすもす」という名称は、人々が平等で平和的に共存するという思想に基づいています。

暖かい温もりや優しい眼差し、微笑み。そういう和みのある暮らしを実現したいと思っています。そして、ここにいる方々、関わる人たちが、それぞれに「いつまでも自分らしく自然に」過ごして頂きたい、それが「こすもす」の願いです。

私たちは、「和」の心をもって、ご利用者お一人おひとりがその方らしく、自然で和やかに過ごしいただけるように心を込めて支援します。

2. 基本方針

- 1) 私たちは、何よりご利用者の**基本的人権**を尊重するとともに、お一人おひとりの**尊厳**のある豊かな生活を実現します。
- 2) 私たちは、ご**利用者本位**を念頭に、快適で和やかな生活の場となることを目指し、ご利用者それぞれが充実した**生きがい**のある生活を送れるように支援します。
- 3) 私たちは、ご利用者のご希望や心身の状態、生活の状況に応じた、適切な生活支援や健康管理などを行います。ご利用者自身の**自己決定**を大切に、より**自立した生活**が実現するよう支援します。
- 4) 私たちは、それぞれの立場や職域を超えて**協働**し、和をもって**チームケア**を推進します。また地域社会の一員として、保健、医療等関連分野と協働し、地域福祉の充実に努めます。
- 5) 私たちは、ご家族との信頼関係、地域の人々・保育所や学校等との**交流**を大切に、皆さんと一緒に、**地域**の中で生き生きとした**豊かな人生**を送れるように支援します。

II. 平成27年度 事業方針(重点施策)

1. 安定した経営基盤の基づく効果的なサービスの提供を行います。

- 平成27年改定介護保険法に対応し、適切なサービス提供と報酬算定を行います。
- 介護・医療等の将来像を見据え、地域のニーズに沿ったサービス提供を行います。
- 地域の医療機関等との連携に基づき、中重度の利用者のへの対応を充実します。
- 地域の多様なニーズに対応し、総合的かつ包括的な地域支援活動を実施します。
- 保険者及び地域包括支援センターと協力し、品質の高い居宅サービスを提供します。

2. サービスの質の向上と改善を図ります。

- 継続的な全体研修や専門職毎の習熟度に応じた研修を行うとともに、サービス担当者会議の充実や事例検討の継続的实施等による知識と技術の向上を図ります。
- 介護福祉士等の資格取得を推進し、ケアの基本に沿って専門性を高めます。
- 各種委員会活動を効果的に行い、ケア全体の向上とエビデンスの構築に努めます。
- 広報活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い事業運営を行います。
- 職員が安心して働けるようにメンタルヘルスや腰痛予防などの健康面における支援や子育て・就労などの社会的支援を行います。

3. ご利用者の安心できる豊かで自立した生活を提供します。

- 地域での生活との連続性を重視し、ユニットケアの充実と個別ケアを促進します。
- 多職種協働による個別性と実効性の高い施設サービスを計画・実践します。
- リハビリテーションによる重度化防止や自立支援、適切な医療的ケアを実施します。
- その人らしさを支援し、アセスメントに基づく効果的な認知症ケアを実践します。
- 適切な栄養マネジメントや口腔ケア、ミールラウンド等により経口摂取を支援します。
- 脱水に伴う生活機能の低下を防止するための適切な水分摂取を継続します。
- ご利用者の希望や生活状況に適切で自立的な排泄支援や入浴支援を行います。
- 褥瘡の予防など重度化を防止するとともに、終末期の看取りケアの充実を図ります。

4. 地域福祉サービスの機能強化を図ります。

- 地域の中で安心して暮らすための効果的な地域福祉サービスの構築とともに、行政や医療との連携を図り、地域包括ケアシステムへの参画・協力を努めます。
- 地域ケア会議等に参加し、地域課題の抽出や新たな社会資源の創生に協力します。
- ご利用者の個別にニーズに応じて、地域での活動や催事への参加に努めます。
- 介護サービスへの理解を深まるように、地域での介護教室等啓蒙活動を行います。
- 各専門職種の養成校などと連携し、次世代の人材育成を行います。
- 行政等と連携し、災害発生時における地域の拠点として活動の準備を行います。

Ⅲ. 事業別施策

1. 介護老人福祉施設

1) 事業の目的

家庭での介護が困難な要介護者を入所させ、入浴・排泄・家事等の介助やその他の日常生活のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をします。

2) 運営方針

入居者一人ひとりの意思や人格を尊重し、適切な施設サービス計画に基づいて、その方の能力に応じた自立した生活を営むことが出来るよう必要な支援を行います。入居者の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

3) 事業目標

- ① 医療機関等との連携を図るとともに重度化の防止、看取りケアの取り組み等により、安定した入居者確保に努めます。
- ② 機能訓練指導員、管理栄養士、看護師等については、適切な人員水準を保ちながら、より専門性の向上と連携に努めます。
- ③ 介護福祉士は、資格獲得などの施策を講じ、安定的かつ継続的に加算要件を満たすように努めるとともに、認知症ケア等必要な研修を修了し、体制を整備します。
- ④ 適切な入居判定を行うと共に、要介護状態区分や認知症日常生活自立度、医療的ケアの実施状況などの評価を継続的に行い、中重度者への適切な支援を行います。
- ⑤ 栄養マネジメント及び個別機能訓練については、適切なアセスメントと計画策定、モニタリングをもって、必要なサービスの実施を行っていきます。

4) ユニットケアと個別ケアの推進

施設に入居された高齢者が「自分らしく自然なままに生活する」ために、利用者の自己決定や自分自身の存在価値、基本的な人権や人格が尊重されることが意識できるようなケアを行います。特に、介護保険制度の改定における視点や全国老人福祉施設協議会が目指すケアの柱などを十分に理解した上で、利用者との対等な立場と関係の中でより質の高い生活が営めるように適切なケアを継続していきます。

① 重点的なケア

- ◆ 認知症高齢者に対するアセスメントの充実を図るとともに適切なケアを提供します。
- ◆ 本人の自己決定に基づき、歩行や移動、入浴や排泄などのあらゆる生活場面で、本人の希望や能力に応じた自立支援を行います。
- ◆ 利用者ごとの適切な水分摂取を行うとともに、離床や歩行を促進し、利用者の状態や希望に応じた活動的な生活を支援します。
- ◆ できるだけ食べる楽しみを保つため、食形態の検討を含めた栄養マネジメントや口腔ケア、ミールラウンドによる経口摂取維持へのアプローチを行います。

② 個別のアセスメントに基づくケアの実施

- ◆ 利用者及びフロア毎に、担当介護職員及び看護職員の役割や責任を高めます。
- ◆ 多職種が協働し、担当する利用者の心身機能や生活状況、生活歴などのアセスメントに基づき、生活ニーズや具体的な生活目標、支援内容を共有し、計画・実施します。
- ◆ 利用者の生活ニーズや具体的な目標を達成するために必要な個別のケアや支援を、適切かつ一体的に提供するため、サービス担当者会議の充実を図ります。
- ◆ ケアの有効性の検証や見直しを適切に行うためのモニタリングの充実を図ります。
- ◆ 健康面での支援や医療的ケア、栄養や機能訓練等については、看護職員、栄養士、理学療法士等との協働により、更に効果的な支援を継続していきます。

③ ユニット毎の工夫

- ◆ ユニット費を活用し、各ユニットの活発かつ柔軟な活動が行えるように工夫します。
- ◆ ユニット職員の自発性と責任感を持って、各々の特性を活かした活動を行います。

2. (介護予防)短期入所生活介護

1) 事業の目的

要介護者高齢者等を短期間入所させ、入浴・排泄・家事等の介助やその他の日常生活のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をします。

2) 運営方針

利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、適切な個別援助計画に基づいて、必要な支援を行います。利用者の居宅における生活に配慮しながら、利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するとともに、利用者の心身機能の維持・向上に加えて、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

3) 事業目標

- ① 居宅サービス計画と連動した効果的な個別サービス計画により、利用者のニーズに応じた適切な支援とフィードバックにより、安定した事業運営を行います。
- ② 介護老人福祉施設と併せて、各専門職の人員の水準・専門性を確保し、安定的かつ継続的に加算要件を満たし、適切なサービスが提供できるように努めます。
- ③ 栄養及び個別機能訓練についても、適切なサービスの実施を行っていきます。
- ④ 介護者の介護負担や生活上の不安等をできるだけ軽減できるように、担当介護支援専門員や他のサービス事業者、医療機関等の連携に努めます。

3. (介護予防)通所介護サービス

1) 事業の目的

介護や支援が必要な方々を通所させ、その方の能力に応じた自立した生活を営むことができるように通所介護サービスを提供することを目的とします。

2) 運営方針

利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、個別通所サービス計画に基づいて、必要な支援を行います。また、要支援者に対しては介護予防の視点に立って、利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図るとともに日常生活の継続を助けるように支援します。

3) 事業目標

- ① 居宅サービス計画と連動した効果的な個別通所サービス計画により、利用者のニーズや目標に応じた適切な支援とフィードバックにより、安定した事業運営を行います。
- ② パワーリハビリテーションを中心に、個別通所サービス計画に基づく適切な機能訓練等を実施するとともに、必要な人員確保に努めていきます。
- ③ 介護福祉士は、有資格者が安定的に確保されるように資格獲得などの施策を講じるとともに、各々の専門性が高まるように努めていきます。
- ④ 栄養改善及び口腔機能向上については、より専門的かつ複合的なケアとして、評価及びケアの実施ができるように取り組んでいきます。
- ⑤ 通所介護及び機能訓練計画、各選択的サービス計画については、評価・計画立案から実施、モニタリングの一連の過程が、効果的かつ効率的となるように取り組んでいきます。
- ⑥ 介護者の介護負担や生活上の不安等をできるだけ軽減できるように、担当介護支援専門員や地域包括支援センター、他のサービス事業者、医療機関等の連携に努めます。

4. (介護予防)認知症対応型通所介護サービス

1) 事業の目的

地域の居宅要介護者等であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の気質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに認知機能が低下した状態(以下、「認知症」という。)の方々を通所させ、その方の能力に応じた自立した生活を営むことができるように認知症通所介護サービスを提供することを目的とします。

2) 運営方針

認知症高齢者が、社会的に孤立することなく、その方らしい生活が続けられるように支援します。利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、個別援助計画に基づいて、家庭的な雰囲気の中で、必要な支援を行います。また、要支援者に対しては、介護予防の視点に立って、利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図るとともに日常生活の継続を助けるように支援します。

3) 事業目標

- ① 居宅サービス計画と連動し、利用者の生活ニーズや目標、特に認知症状に配慮した適切な支援やフィードバックにより、安定した事業運営を行います。
- ② 介護職員、生活相談員、看護職員等が安定して確保できるように努めていきます。
- ③ 認知症高齢者が安心して生活できるように、家庭的で適切なケアを提供していきます。
- ④ 認知症ケアの専門性を高めるとともに、必要に応じて、個別機能訓練や栄養改善、口腔機能向上等の専門的なケアを効果的に実施できるように取り組んでいきます。
- ⑤ 地域での生活の継続に資するよう、利用者の役割や生きがいなどに配慮し、複数の選択的なプログラムを提供し、認知症状の悪化の防止や周辺症状の緩和に努めます。
- ⑥ 介護者の介護負担や生活上の不安等をできるだけ軽減できるように、担当介護支援専門員や地域包括支援センター、他のサービス事業者、医療機関等の連携に努めます。

5. (介護予防)居宅介護支援サービス

1) 事業の目的

介護や支援が必要な方々に対し、居宅介護サービス計画を作成し、その方の能力に応じた自立した生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とします。

2) 運営方針

利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、個別の居宅介護サービス計画を作成します。また、要支援者に対しては、地域包括支援センターと連携し、ご利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図るとともに日常生活の継続を助けるように支援します。

3) 事業目標

- ① 利用者の個別性を重視し、適切なアセスメントに基づいた生活ニーズの把握と具体的な目標を設定した居宅サービス計画を作成し、丁寧で信頼される支援を実践します。
- ② サービス担当者会議及びモニタリングを適切に実施し、サービスの有効性を検討します。
- ③ 地域包括支援センターと協力し、積極的に地域での活動を実践し、潜在的なニーズを把握し、地域の住民により優良なサービスを提供できるように努めます。
- ④ 行政やかかりつけ医・医療機関、他のサービス事業者等との連携を積極的に行い、スムーズで連続性の高い地域包括ケアが実施できるように一層努めます。
- ⑤ 石川県や介護支援専門員協会などが開催する研修会への参加や法人内外の事例検討会などに出席し、マネジメント能力を高めます。

6. 配食サービス

1) 事業の目的

地域の高齢者等が、可能な限りその居宅において、健康で自立した日常生活を営むことができるよう適切な配食サービスの提供を行います。

2) 運営方針

食の自立の観点から、安全かつ適切な食事の提供に努めます。利用者個々人の健康状態や希望等に応じて、適切な時間に配食するとともに、利用者の安否確認等を行います。また、必要に応じて、能登町及びその他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めます。

3) 事業目標

- ① 利用者の希望や健康状態等に配慮した献立による食事の提供に努めます。
- ② 食の安全に配慮し、適切な衛生管理等を行います。
- ③ 適切な時間での配食を行うとともに、利用者の生活・健康状況等の確認を行います。
- ④ 単身世帯や高齢者世帯はもとより、地域の高齢者等の栄養や食事に関するリスクや困りごとに適切に対応します。

7. ふれあいサロン

1) 事業の目的

地域の高齢者等が、可能な限りその居宅において、健康で自立した日常生活を営むことができるよう社会交流や情報交換等のスペースを提供する。

2) 運営方針

地域の高齢者の孤立を防止するとともに、できるだけ自立した社会生活が営めるように社会交流スペースとしてのサロンを提供する。地域の高齢者等の自主的な社会交流を促進するとともに情報交換や種々のサービス等の紹介を行う。

3) 事業目標

- ① 地域の高齢者等が、自主的に社会交流が行えるようにスペースを提供します。
- ② 地域の高齢者等への情報誌や案内等による種々の情報発信を行います。
- ③ お楽しみ会などの地域活動の支援を行います。

8. こすもす保育所

1) 事業の目的

育児を行う職員が安心して働き続けやすい環境を作り、福利厚生面での充実を図るとともに子弟の健やかな成長を期することを目的とします。

2) 運営方針

清祥会に在職する保護者が働きやすい環境をつくることによって、仕事と子育てを両立させることができるように施設内保育所の運営を行います。また、利用される子どもの心身の発達を培い、生活や遊びを通して、たくましさや思いやりの心を育てることを基本とします。

3) 事業目標（保育姿勢）

- ⑤ 保護者の細かなニーズにも対応します。
- ⑥ 一人ひとり子どもの個性を大切にします。
- ⑦ 温かい愛情で子どもをつつみ、満足できる保育を心がけています。
- ⑧ 異年齢で生活や遊びを共にすることにより豊かな感性を育みます。
- ⑨ 子どもの生きる力をひきだしています。

IV. 委託事業等

1. 能登町地域包括支援センター柳田支所

1) 事業の目的

能登町の委託により、能登町地域包括支援センター柳田支所の運営を行います。主に、柳田地区の地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

2) 運営方針

能登町地域包括支援センターと連携し、以下の支援体制を確立します。

- ・ 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐこと。(総合性)
- ・ 介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけること。(包括性)
- ・ 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供すること。(継続性)

3) 事業目標

- ① 地域に、総合的、重層的なサービスネットワークの構築を目指します。
- ② 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐように努めます。
- ③ 虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めます。
- ④ 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。
- ⑤ 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。

2. 能登町いきいきデイサービス

1) 事業の目的

能登町の委託により、要介護及び要支援状態に該当しない虚弱高齢者等を通所させ、社会交流や運動など、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行います。

2) 運営方針

能登町地域包括支援センターと連携し、虚弱高齢者等に対して、介護予防の視点に立って、利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図るとともに、日常生活の継続を助けるように支援します。

3) 事業目標

- ① 利用者のニーズや心身状況に応じて、適切なサービス提供を行います。
- ② 自立支援を念頭に、安心して生活できるように、また利用者が生き生きと暮らせるように、機能訓練や栄養改善など適切なケアを提供していきます。

3. 能登町特定高齢者支援事業(運動器の機能向上)

1) 事業の目的

能登町の委託により、特定高齢者に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために運動器の機能向上プログラムを実施します。

2) 運営方針

能登町地域包括支援センターと連携し、特定高齢者の心身機能の評価に基づき、パワーリハビリテーションプログラムを実施します。特に介護予防の視点に立って、心身機能の維持・向上を図るとともに日常生活の継続を助けるように支援します。

3) 事業目標

- ① 利用者の心身機能のアセスメントに基づき、パワーリハビリテーションを実施します。
- ② 対象者の健康状況に配慮するとともに、プログラム終了後も自発的に機能維持のための活動が継続できるように支援します。

4. 高齢者地域支え合い体制づくり事業

1) 事業の目的

地域社会における高齢者の孤立化を防止する施策の一つとして実施される「高齢者地域支え合い体制づくり事業」の趣旨に賛同し、「地域高齢者除雪支援事業」を継続し実施します。

2) 運営方針

要介護者や独り暮らしなど、積雪による冬期間の外出等が困難となる高齢者等及び地域に対して、除雪の一部又は全部を支援することにより、閉じこもり等の防止を行います。

3) 事業目標

- ① 周辺地域の高齢者の閉じこもり防止や外出支援のための除雪作業を行います。
- ② 地域の集会所やごみステーションなど、日常生活や社会交流がしやすいように支援します。
- ③ 実施に際しては、安全に配慮するとともに、居宅支援事業所や地域包括支援センター、地域の代表等十分に連携を取りながら行います。

5. その他

石川県、能登町、関係機関及び団体、近隣地域などから依頼がある場合には、研修会・講習会の開催、講師の派遣など、必要な支援を行います。

V. 法人会議及び行事研修日程

1. 法人会議及び部会・委員会活動の予定

会議・部会・委員会名		日 程		参 加 者	
法人 会 議	各部代表会議	水曜日	15:00～16:00	・施設長	
	入居選考判定会議	随 時	15:00～15:30	・副施設長	
	感染防止会議	第2水曜日	15:00～15:30	・事業部長	
	身体拘束防止会議	第2水曜日	15:00～15:30	・総括部長	
	介護事故防止会議	第3水曜日	15:00～15:30	・支援部長	
	苦情対応処理会議	第3水曜日	15:00～15:30	・主任看護師	
	栄 養 会 議	第4水曜日	15:00～15:30	・主任栄養士	
	衛生委員会	第1水曜日	15:00～15:30	・介護課主任	
	医療的ケア検討会議	第1水曜日	15:00～15:30	・第1デイ課長	
	防 災 会 議	年 2回	適 宜	・第2デイ主任	
	感染対応対策会議	感染発生時	適 宜	・介護支援専門員	
	災害緊急対策会議	災害発生時	適 宜	・生活相談員 他	
職 務 部 会 ・ 委 員 会	個別ケア部会	排泄ケア委員会	第1火曜日	15:00～16:00	・副施設長 ・担当部課長, ・担当主任等 ・各フロア(委員) ・通所介護(委員) ・看護職員(委員) ・栄養士 ・生活相談員 ・介護支援専門員 ・その他
		入浴ケア委員会	第2火曜日	15:00～16:00	
		摂食栄養委員会	第3火曜日	15:00～16:00	
		移動・移乗委員会	第1金曜日	15:00～16:00	
		認知症ケア委員会	第1金曜日	15:00～16:00	
	ケアマネジメ ント部会	ケアプラン委員会	第4火曜日	15:00～16:00	
		介護記録委員会	第4火曜日	15:00～16:00	
	リスクマネジ メント部会	身体拘束防止委員会	第2木曜日	15:00～16:00	
		介護事故検討委員会	第2木曜日	15:00～16:00	
	医療的ケア 部 会	褥瘡防止委員会	第4木曜日	15:00～16:00	
		感染症防止委員会	第4木曜日	15:00～16:00	
		看取りケア委員会	第3金曜日	15:00～16:00	
		吸痰・胃瘻委員会	第3金曜日	15:00～16:00	
	研修部会	研修企画委員会	適 宜	適 宜	
		資格試験対策委員会	適 宜	適 宜	
広報部会	広 報 委 員 会	月 1回	適 宜		

2. 年間行事と研修予定

①年間行事予定

月	開催日	行 事 名	内容・その他
4月	1日	・入社式	
	初旬～	・介護報酬改正説明会	主に入居者対象
	初旬	・広報発送	春季号
5月		・定期理事会	
	中旬	・猿回し「猿舞座」	地域交流行事
	下旬	・春季防災訓練	日中想定訓練, 災害発生時対応
6月	中旬	・職員健診	夜勤者・宿直者対象
	27日	・創立記念式典	全体研修会, 永年勤続表彰等を含む
7月	初旬	・広報発送	夏季号
	26日	・燈夏会	地域交流行事
8月	中下旬	・介護サービス自己点検	
9月	1日頃	・防災の日行事	避難経路確認, 備蓄品等の確認
	21日	・敬老の日行事	賀寿祝い
10月	初旬	・秋季運動会	こすもす保育所, デイサービス
	初旬	・広報発送	秋季号
	中旬	・職員健診	全職員対象
	中下旬	・利用者健診	胸部X-P
11月	上旬	・秋季防災訓練	夜間想定訓練, 防災設備点検及び活用
	中下旬	・職員研修旅行	
12月	中旬	・職員交流会	全体研修会を含む
	27日頃	・餅つき大会	能登ライオンズクラブ後援
1月	年末年始	・正月行事	
	7日	・七草粥	
	初旬	・広報発送	新年号
	中旬	・鏡開き	
2月	未定	・情報の公表	
3月	上旬	・桃の節句行事	こすもす保育所, デイサービス
	下旬	・定期理事会	
通年行事		・御講	報恩講(12月中下旬)

② 法人内研修予定

月	予定日	研修概要	全体	委員会	応用	基礎
4月	6 8	・施設サービス計画, 個別援助計画の基礎		ケアプラン	○	○
	20 22	・メンタルヘルスと健康管理について	○	衛生		
5月	11 13	・高齢者支援の基礎と基本的な態度			△	○
	25 27	・介護事故の防止と緊急時対応について	○	介護事故	○	○
6月	8 10	・介護予防と自立支援に向けたアプローチ	○			○
	22 24	・法人の理念と基本方針について	○			
7月	13 15	・褥瘡防止のケアについて	○	褥瘡防止	○	○
	27 29	・入浴及び清潔のケアについて	○	入浴	○	○
8月	10 12	・看取りケアについて	○	看取りケア	○	○
	24 26	・自立を促す移乗と移動ケア		移乗移動	○	○
9月	14 16	・災害発生時の対応について	○	防災		○
	28 30	・介護サービスとリスクマネジメント	○		○	
10月	12 14	・個人情報保護とプライバシーの保護	○		○	○
	26 28	・高齢者の疾病と心身機能の見方			○	○
11月	9 11	・高齢者の感染症の防止について	○	感染防止	○	○
	23 25	・腰痛予防と健康管理について	○	衛生	○	○
12月	7 9	・自立に向けた排泄ケア	○	排泄	○	○
	21 23	・法令順守とコンプライアンス	○			
1月	11 13	・認知症の理解とケアについて	○	認知症	○	○
	25 27	・事例報告のまとめ方と検討方法			○	
2月	8 10	・ケアにおける観察と記録のポイント			○	○
	22 24	・高齢者の権利擁護と虐待・身体拘束防止	○	身体拘束	○	○
3月	7 9	・医療的ケアのポイント		医療ケア	○	○
		・研修総括, 次年度計画策定				

③ 主な施設外研修会等

- ・ 全国介護福祉施設大会
- ・ 全国老人福祉施設研究会議
- ・ 全国老人福祉施設経営者大会
- ・ 東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会
- ・ 石川県老人福祉施設研究大会
- ・ ユニットリーダー研修, 認知症介護実践リーダー研修
- ・ 厚労省, 石川県, 職能団体等が実施する実務者研修会等

④ 通年又は必要に応じて実施する研修内容

- ・ 新人職員基礎研修及び介護職員基礎研修
- ・ ステップアップ研修及び各種伝達研修会
- ・ 事例検討会
- ・ 振り返り研修
- ・ 資格試験準備講習

3. 各部署・ユニット等で実施・参加する会議の概要

	会議名	日程	参加者
会議	朝礼	8:25～	・施設長(又は副施設長・事務長)
	各部署ミーティング	所定の日時	・各部署及びフロアスタッフ
	ユニット会議	毎月19:00～	・介護主任、副主任、各ユニットスタッフ
	サービス担当者会議	適宜 14:00～	・介護支援専門員、栄養士、看護師、 ・理学療法士、生活相談員、担当スタッフ
	看取りケア会議	適宜 14:00～	・介護支援専門員、栄養士、看護師、 ・理学療法士、生活相談員、担当スタッフ
	各種委員会	各委員会日程	・各委員会メンバー

4. その他の主な活動の概要

	会議名	日程	参加者・企画等
催事等	誕生会	毎月	・各ユニットで企画し、実施する。
	その他の季節行事	適宜	・各ユニット、事業所の作成する行事計画に基づいて、その都度実施する。
	外出支援	適宜	・原則、ユニットで企画し、個別に対応
その他	クラブ・趣味活動	適宜	・俳句クラブ ・音楽クラブ ・園芸クラブ ・その他
	買い物支援	毎週 木曜日	・利用者のうち希望者
	法要(お講)	毎月1回	・希望者が参加(機能訓練室)